

出雲大社 神門通り軽四朝市特区

(申請者：神門通り甦りの会)

1. 申請内容

(1) 事業内容

出雲市大社町の「神門通り交通広場」周辺を会場に、軽自動車を利用した露店とフリーマーケットによる朝市を開催し、同時に観光案内所などの関連ブースを出店する。

(2) 特区の範囲

・「市道玄光院20号線」出雲市大社町杵築南859-8地先から869-7地先まで

(3) 目指す地域活性化

平成19年以降、出雲大社参道に続く神門通り沿いには、多数の店舗が新規開業し街歩きを楽しむ観光客の姿も数多く見られるようになってきている。このような中、軽四朝市を開催することにより観光客が食事や街中散策を楽しめる魅力ある滞在空間を整備し、観光振興による更なる交流人口の拡大を図り、地域の活性化を促進していく。

(4) 求める措置の内容

① 道路使用許可単位の緩和

道路使用許可申請の手続きについて、事業の主催者である神門通り甦りの会による包括1件申請が行えるようにすること。

(関係法令等：道路交通法、道路法)

② 道路使用許可申請手数料の免除

道路使用許可申請にかかる手数料の免除。

(関係法令等：警察に関する手数料条例)

2. 対応方針

この事業は、事業計画書に基づく神門通り甦りの会の一体的な事業であることや、出店者からの出店料をエコ活動推進事業等に充当すること、観光案内所等の公益的な関連ブースの出店等により事業に公益性が認められることから、規制を緩和する。

(1) 道路使用許可単位の緩和

出店者ごとの申請 → 主催者による包括一件申請 (規制緩和)

(2) 道路使用許可申請手数料の免除

申請者ごとに手数料納付 → 手数料免除 (規制緩和)

《 詳細 》

(1) 道路使用許可単位の緩和

・道路使用許可単位【出店者毎の申請 → 主催者による包括1件申請（規制緩和）】

（現行）露店等の許可単位（申請単位）は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている。

（対応）対象事業については、神門通り麩りの会から、出店者の募集・決定から実際の出店管理までを神門通り麩りの会の一体的な事業とする事業計画書が提出されており、この計画書に基づき主催者である神門通り麩りの会による管理・運営の徹底が図られることから、主催者の包括1件申請を認める。

(2) 道路使用許可申請手数料の免除

・道路使用許可申請手数料の納付【申請者毎に手数料納付 → 手数料免除（規制緩和）】

（現行）祭礼、縁日等で露店等を出店するときは、1件につき2200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

（対応）事業計画書によると、エコ活動推進事業や地域住民・学校等のイベント等が計画されており、これらの活動に出店者からの出店費が一部充当される予定である。

また、学校との連携による体験学習プログラムの実施等の公益的な関連事業が実施されること、出雲市神門通り麩りの会のこの取組みは公益性の高い事業と考えており、必要な協力をしていく意向である。

これらのことから、対象事業は公益性が高い事業と認められるので、手数料条例の減免規定を適用する。

(3) 道路占用許可関係（出雲市）

- ・対象となる道路の管理者は出雲市であるが、道路使用許可と同様に包括1件申請を認めることとしている。
- ・道路占用料については、恒例による祭典、縁日、売出により屋台等を設ける場合であってその占用期間が7日以内のときは全額免除している。